

大阪市北区役所と株式会社アシックスとの事業連携に関する協定書

大阪市北区役所（以下「甲」という。）と株式会社アシックス（以下「乙」という。）は、次の条項について互いに連携することに合意し、協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が連携協力のもとに、次条で定める様々な分野で相互に協力し、地域課題の解決を図り、人材育成等の活性化に寄与することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、次の事項について連携し協力するものとする。

- （1） 教育・文化振興に関すること
- （2） 人材育成に関すること
- （3） その他、双方が必要と認める連携協力に関すること

（協議事項）

第3条 連携協力の具体的な内容及びその成果の利用条件等については、個人情報保護の趣旨を踏まえ関係法令を遵守し、甲と乙が協議により合意するものとする。

- 2 連携協力するにあたり必要な経費の負担については、各々の事業ごとに甲と乙が協議するものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より令和6年3月31日とする。なお、期間満了の1か月前までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して別途定めるものとする。

- 2 この協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

この協定書は2通作成し、甲と乙が各自1通を保有する。

令和5年9月1日

（甲）

大阪府大阪市北区扇町2丁目1番27号

大阪市 協定締結担当者

大阪市北区長 前田 昌則

（乙）

兵庫県神戸市中央区港島中町7丁目1番1

株式会社アシックス

執行役員 事業推進統括部長 小泉 政明